

○ 保険業法第百三十条等の規定に基づき保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準等（平成十一年一月十三日^{金融監督庁}大蔵省告示第三号）

保険業法（平成七年法律第百五号）第百三十条、第二百二条、第二百二十八条及び第二百七十一条の二十八の二の規定に基づき、保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準等を次のように定め、平成十一年三月三十一日から適用する。

一 保険業法（以下「法」という。）第百三十条の規定により定める保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（保険会社に係る同条各号に掲げる額を用いて定められるものに限る。）は、次の算式により得られる比率について、二〇〇パーセント以上とする。

$$\frac{\text{法第 130 条第 1 号に掲げる額}}{(1/2) \times (\text{法第 130 条第 2 号に掲げる額})}$$

二 法第百三十条の規定により定める保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（保険会社及びその子会社等に係る同条各号に掲げる額を用いて定められるものに限る。）は、次の算式により得られる比率について、二〇〇パーセント以上とする。

$$\frac{\text{法第 130 条第 1 号に掲げる額}}{(1/2) \times (\text{法第 130 条第 2 号に掲げる額})}$$

三 法第二百二条の規定により定める保険金等の支払能力の充実状況が適当であるかどうかの基準は、次の算式により得られる比率について、二〇〇パーセント以

上とする。

$$\frac{\text{法第 202 条第 1 号に掲げる額}}{(1/2) \times (\text{法第 202 条第 2 号に掲げる額})}$$

四 法第二百二十八条の規定により定める引受社員の保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準は、次の算式により得られる比率について、二〇〇パーセント以上とする。

$$\frac{\text{法第 228 条第 1 号に掲げる額}}{(1/2) \times (\text{法第 228 条第 2 号に掲げる額})}$$

五 法第二百七十一条の二十八の二の規定により定める保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準は、次の算式により得られる比率について、二〇〇パーセント以上とする。

$$\frac{\text{法第 271 条の 28 の 2 第 1 号に掲げる額}}{(1/2) \times (\text{法第 271 条の 28 の 2 第 2 号に掲げる額})}$$